

# フルハーネス型墜落制止用器具の 使用が義務化されます

(平成30年6月19日厚生労働省令第75号)

そして「安全衛生特別教育」が必要です

(平成30年厚生労働省告示第249号)

平成31年2月1日より、6.75m\*を超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければなりません。

\*規格に定める最大の自由落下距離(4m)およびショックアブソーバの最大の伸び(1.75m)の合計値に1mを加えた値

\*6.75m未満では製品の落下距離に応じて器具を選択する

「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」に就く者には、特別教育の受講が義務づけられます。

「安全帯」という呼び名が「墜落制止用器具」(墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落を制止する器具)に変わります。

国の定めた構造・性能が規定された「安全帯の規格」は、新たに「墜落制止用器具の規格」に改められます。

## 施行・適用等のタイミングと経過措置(猶予期間)について

	2018年				2019年				2020年				2021年				2022年 以降			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月				
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)			
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)															
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能(2019年2月1日～)															
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能(2022年1月1日まで)																×			
安全帯の規格改正(予定)					★新規格適用日(2月1日) ★現行規格適用日(～8月1日)															
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能(2019年2月1日～)															
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×			
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)															